

# 沖縄県宮古保健所 犬舎管理・抑留捕獲等業務 仕様書

## 第1章 業務概要

1 業務名称：犬捕獲および犬舎管理業務

### 2 業務対象地域

本業務の対象となる地域は次のとおりとする。

- (1) 犬捕獲業務：宮古保健所管内（宮古島市および多良間村）全域
- (2) 犬舎管理業務：宮古保健所 犬舎および犬舎周囲

### 3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 年 月 日まで

### 4 勤務等

業務に従事する時間は平日 8:30～17:15 とし、休憩時間は **1時間**とする。ただし、以下の場合には土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始（以下休日）についても業務を行うこと。

- (1) 犬捕獲業務：緊急に住民の安全確保を要する事案が発生した場合、犬捕獲業務を行うこと。
- (2) 犬舎管理業務：犬舎に動物の収容がある場合、動物への給餌・給水および檻内の清掃を行うこと。

### 5 業務体制

常勤の従事者が休む場合は、遅滞なく代替職員を配置すること。ただし、代替職員の配置が困難な場合には、保健所に報告を行い当日の業務について調整すること。

### 6 前提条件

- (1) 狂犬病予防技術員の資格を有する、または、契約締結時までに資格取得予定のある者であること。
- (2) 普通自動車免許を有すること。
- (3) 野良犬および野良猫の習性等を理解し、その取扱いに長け、保定ができること。
- (4) 業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害も含む）に関して、県は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が県の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

### 7 業務にかかる機材等

- (1) 受託者に対して、【別表1】のとおり機材を無償で貸与するものとする。
- (2) その他の県有物品については、県が業務の実施に必要と認めた場合に限り、受託者は無償で使用することができる。
- (3) 第1項および前項で使用が認められた県有物品は、業務以外の目的で使用してはならない。

- (4) 第1項および第2項で使用が認められた県有物品を滅失または毀損したときは、速やかに県へ報告しなければならない。

## 8 経費等

- (1) 県と受託者の費用分担については【別表2】のとおりとする。  
(2) その他の経費については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

## 9 変更等に伴う仕様の変更

狂犬病予防法等の法改正や組織変更等により、仕様の変更が生じた場合は、県と受託者が協議の上仕様の変更を行うこととし、受託者は県に協力すること。

## 10 再委任について

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできないものとする。

## 11 基本的遵守事項

本業務を履行するにあたり、受託者は以下の事項を遵守すること。

- (1) 県民等への対応は親切かつ丁寧に行い、県の信用を失墜する行為は行わないこと。
- (2) 動物への対応は、県民等に誤解を与えることがないように、丁寧に行うこと。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止に努めること。
- (4) 業務時間を遵守し、みだりに所定の場所を離れたりすることがないこと。
- (5) 保健所から提供を受けた本業務に関する資料及びこの仕様書に基づく帳票類等は、重要な個人情報を含む場合があるため、適切かつ厳重に管理すること。
- (6) 業務上知りえた情報については、個人情報取扱特記事項（別添1）の内容を遵守すること。
- (7) 機器等の障害が発生した場合だけでなく、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、本業務の履行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

## 第2章 業務仕様

業務の詳細は以下のとおりとする。なお、公権力行使にあたる業務は対象外とする。

### 1. 野良犬または係留されていない飼い犬等の捕獲

宮古保健所内の巡回及び県民等からの依頼により、野良犬や係留されていない飼い犬等を捕獲すること。詳細な規定は以下のとおり。

(犬の捕獲について)

犬の捕獲については、手掴み、檻型捕獲器、土管型捕獲器、大型捕獲器を用いて行うこととする。上述以外の方法で捕獲を行う場合、事前に保健所の承諾を得ることとする。

(捕獲器の設置について)

- ・土管型の捕獲器を設置する場合は、捕獲後速やかな収容が必要であるため、稼働中は常に罠を監視しておくこと。
- ・大型捕獲器の設置を保健所が行う場合には、その設置・監視・撤去に協力すること。
- ・檻型捕獲器は保健所から指定された場所にものみ設置するものとする。ただし、以下に該当する場所を確認した場合には保健所に報告をして、保健所の指示のもと檻型捕獲器を設置すること。
  - ①パトロール中に確認された野良犬または放し飼い犬を、設置することで捕獲できると思われる場所
  - ②住民等から捕獲設置依頼を受けた場所
  - ③その他、犬の捕獲のために設置が必要と思われる場所
- ・檻型捕獲器設置の際には以下の事項を遵守すること。
  - ①捕獲器の設置は、交通の邪魔にならないように配慮すること。
  - ②捕獲器の設置方法等で、予防員から受けた助言等については協力的に対応すること。
  - ③捕獲器の設置を行った場合、設置場所を報告すること。

(捕獲後の対応について)

- ・予防員より、犬が捕獲器にかかった旨の連絡があった場合、速やかに回収して保健所へ移送すること。
- ・パトロール中に犬を捕獲または捕獲器に犬がかかっていることを確認した場合は、速やかに保健所へ移送すること。

(パトロール業務について)

- ・宮古保健所管内をパトロールして、野良犬・徘徊犬・放し飼い犬の出没状況の確認を行うこと。
- ・パトロール中に捕獲可能な野良犬を確認した場合、捕獲するよう努めること。
- ・パトロール中に放し飼い犬を確認した場合には、飼い主の特定に努め、飼い主が特定できた場合には係留等の適正飼養について助言を行うこと。
- ・パトロールにより、大型捕獲器の設置が効果的と思われる場所を確認した場合には、その旨を予防員に提言すること。
- ・パトロールにより、設置している檻型捕獲器の状況確認を1日1回以上行い、以下を行う。
  - ①捕獲器内および周囲への餌の追加
  - ②(檻の扉が閉じていた場合) 檻の扉を開ける
  - ③(猫等の目的外の動物が捕獲されている場合) 檻から逃がす

- ④（犬が捕獲されていた場合）保健所へ移送を行う。
- ⑤その他、必要と思われる措置
- ・パトロールにより、設置している大型捕獲器の状況確認を行い、以下を行う。
  - ①捕獲器内および周囲への餌の追加
  - ②（檻の扉が閉じていた場合）檻の扉を開ける
  - ③その他、必要と思われる措置

## 2. 所有者からの動物の引き取り

- ・保健所が動物の飼い主からの引き取りを保健所以外で行う際、引き取り場所まで同行して動物の檻への収容を行い、保健所まで移送すること。
- ・受託者が直接動物の所有者から動物の引き取りを求められた際には、受託者の判断で引き取りは実施せず、保健所への連絡を案内すること。

## 3. 所有者不明の動物の引き取りおよび死体収容

- ・保健所が所有者不明の動物（負傷動物を含む）の引き取りを行う際、引き取り場所まで同行または指定された場所に行き動物の収容を行い、保健所まで移送すること。
- ・保健所が動物の死体の収容を行う場合、回収場所まで同行または指定された場所へ行き死体の回収を行うこと。
- ・受託者が直接県民等から所有者不明の動物（負傷動物含む）の引き取りおよび死体収容を求められた際には、受託者の判断で引き取り及び死体収容を実施せず、保健所への連絡を案内すること。

## 4. 抑留および保護収容した動物への給餌、給水

動物が収容されている場合、以下に留意して朝夕の1日2回給餌、給水を行うこと。ただし、休日に行う場合は1日1回以上の給餌、給水を行うものとする。

（給水について）

- ・十分な量の水を皿に補充し、常に自由に飲水できる状態を保つこと。
- ・給水用の皿については、1日1回以上は洗浄すること。
- ・衰弱等で自身での給水ができない動物については、シリンジ等を用いて給水の補助を行うこと。
- ・収容後、動物が1日以上水を飲んでいないと思われる場合は報告すること。

（給餌について）

- ・給餌量は計算して必要な量を与えること。
- ・給餌用の皿については、1日1回以上洗浄すること。
- ・餌は動物の種類、月齢等を鑑みて適当なものを与えること。
- ・収容後、動物が2日以上餌を食べていないと思われる場合は報告すること。
- ・幼弱で自力での食事ができない動物の収容があった場合、シリンジ等を用いて給餌の補助を行うこと。

## 5. 犬舎および犬舎周辺の整理整頓、清掃、消毒、衛生管理

- ・収容動物については、犬舎から逸走しないように適切に管理すること。
- ・動物を収容している檻の清掃は以下に留意しながら1日に2回以上行うこと。ただし、休日に行う場合は1日1回以上行うものとする。
  - ①檻の清掃は、水洗い（水拭き）を原則として、清掃後は床に糞尿や食残渣がない状況にするこ

と。

- ②可能な限り糞便や食残渣等の固形物は回収してから、檻の水洗いをを行うこと。
- ③檻の清掃時には、収容されている動物が水浸しにならないように配慮すること。
- ④水洗い後は、水切り等を用いて可能な限り床を乾燥させること。
- ⑤収容動物の中に、疾病に罹患している疑いがあるもの及び疾病に罹患しているものがある場合は、それ以外の動物の給餌・給水、檻の清掃等が終わってから、当該動物の給餌・給水、檻の清掃等を行い、作業終了後は手指等の洗浄消毒を実施後に、次の作業を行うこと。
- ・搬出後の檻については以下に留意しながら、動物の搬出後すみやかに清掃を行うこと。
  - ①檻の洗浄は、洗浄剤を用いてブラシ等でこすり洗いをする事。
  - ②檻の洗浄後は十分に乾燥させた後、袋で覆う等の汚染防止対策をして保管しておくこと。
- ・犬舎出入り時は、踏込み消毒槽により履き物を消毒すること。
- ・空調機器等により犬舎内の室温を適切に管理すること。
- ・犬舎（檻を含まない）は1日1回以上清掃を行うこと。
- ・犬舎周囲について、1日1回以上清掃を行うこと。

## 5. 動物の受け入れ、搬出に伴う作業全般

（動物の受け入れについて）

- ・動物は洗浄済の檻に収容すること。
- ・動物を収容する檻は可能な限り、動物が自然な姿勢で起立することができ、且つ無理なく身体を横たえることができる高さおよび面積のある檻を利用すること。
- ・動物を収容する檻は、隙間から動物が逸走することのないものを選択して使用すること。檻の施錠を行うこと。
- ・猫は可能な限り上下運動のできる檻を用いて収容すること。
- ・複数の動物を1つの檻で収容する場合には、闘争が起こらないよう組み合わせの配慮を行うこと。

（動物の搬出について）

- ・動物を沖縄本島に移送する場合、動物を移送用の檻に収容し、出荷場所まで輸送すること。
- ・死体収容および犬舎内死亡により発生した動物の死体は、処理施設まで搬出すること。

## 6. 狂犬病予防および動物愛護の普及啓発活動に関する業務

（動物関係の相談対応について）

- ・予防員から指示があった場合、動物関係の相談対応に同行すること。

## 7. 収容動物の医療等実施時の補助業務

（収容動物の保定について）

- ・予防員が収容動物に対して、ワクチン接種等の医療行為を行う際に動物の保定を行うこと。

（医療立ち会いについて）

- ・保健所での収容動物の医療を行う際（原則毎週1回）は、犬舎で立ち会い、動物の受け渡しや保定等の補助を行うこと。

（収容動物の予防医療について）

- ・収容動物の予防医療等のため内服薬の処方がある場合は、以下に留意して投薬を行うこと。
  - ①動物に給餌と合わせて投薬を行った場合、その動物が薬を食べたことを確認すること。

- ②動物に処方する錠剤は、その形状を変化させないこと。（すり潰したりはしないこと）
- ③動物が処方された薬を食べなかった場合は、予防員に報告すること。

## **8. 収容動物の健康管理等について**

（収容動物の健康状態の報告について）

- ・収容動物の健康状態悪化および負傷等を確認した場合、速やかに保健所にその旨を報告すること。
- ・収容動物の健康状態悪化および負傷等が収容環境によるものと判断できる場合には環境改善に努めること。

## **9. 収容動物の譲渡推進について**

（収容動物の馴化について）

- ・収容動物の譲渡適性の向上のため、収容動物と積極的にコミュニケーションをとり、馴化を促すよう努めること。

## **10. 各種報告について**

- ・動物の収容および処分があった場合、様式1を用いて記録をとること。
- ・作業終了時、様式2を用いて作業日報の報告を行うこと。